

(仮称) 小牧市地域協議会に関する条例(案)のパブリックコメント

1 条例の名称

(仮称) 小牧市地域協議会に関する条例(案)

2 意見募集の趣旨

少子高齢化、人口減少の同時進行や地域の絆力の低下が懸念される中、市として支え合い・助け合いのまちづくりを進めていくため、地域協議会の設立を進めており、現在16小学校区中8小学校区で設立されています。

本市では、市民が主体のまちづくりを基本理念として、小牧市自治基本条例を定めています。この条例に掲げられた理念を踏まえて、概ね小学校区で組織される地域協議会の役割や位置づけ、認定手続きなどを明確化することで市として継続的に地域協議会の活動を支援していく根拠として、この条例を制定するものとします。

3 これまでの取り組み

地域協議会・区長会の代表者や防災・福祉・学校関係者、学識経験者、公募市民等で構成される小牧市地域協議会推進市民会議を平成30年度に立ち上げ、その中で地域協議会の設立推進と活動の活性化につながる取り組みについて協議を行い、検討を重ねてきました。

4 詳細資料

詳細資料は、市ホームページ、協働推進課(本庁舎4階)、情報公開コーナー(本庁舎1階)、東部・味岡・北里の各市民センターで閲覧できます。

5 意見募集期間

令和元年6月17日(月)から令和元年7月16日(火)まで

6 意見を提出できる方

小牧市在住、在勤、在学の方、事業所など

7 意見の提出方法

所定の用紙に意見、住所、氏名を記入し、郵送、FAX、メール又は直接協働推進課までご提出ください。

※下記のようなものは、意見として取り扱いませんので、ご了承ください。

- ・意見を求める内容と直接関係ない意見
- ・住所、氏名の未記入など要件を満たしていない意見
- ・賛否の結論だけを示したと判断されるような意見

提出方法	提出先
郵送	〒485-8650 小牧市市長公室協働推進課（住所不要）
FAX	0568-75-5714
電子メール	kyodo@city.komaki.lg.jp
持参	本庁舎4階 市長公室 協働推進課 コミュニティ係

8 提出された意見の取り扱いについて

提出された意見を考慮した上で、条例の制定を行います。また提出された意見の概要と、それに対する考え方を公表し、案の修正を行った場合は、その修正内容を公表します。ただし、小牧市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものは除きます。また、いただいた意見に対する市の考え方については、まとめて公表するため、個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

(仮称) 小牧市地域協議会に関する条例(案)について

1 地域協議会の設立を進める背景

1) 地域の絆力の低下

近年、都市化の進展やライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより地域住民同士の交流が減少し、地域の絆力が低下傾向にあります。

2) 少子高齢化・人口減少の進行

高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えていくと、災害や介護に対する不安が高まったり、日常生活での困りごとが増えるなど様々な問題が深刻化しています。少子高齢化の進行により、生産年齢人口が減少するため、税収減少、福祉関連経費の増加が予想されます。

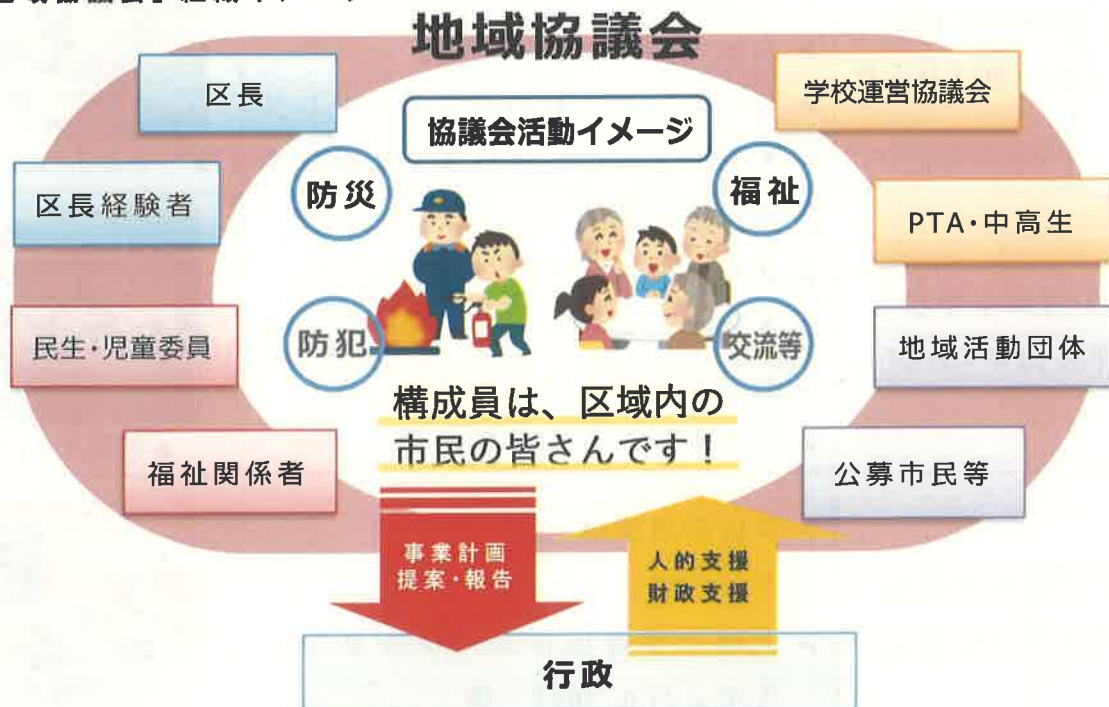


行政の力だけでは安心して暮らし続けられる地域づくりをしていくことは困難になることが予想されます。本市では区をはじめ、地域の各種団体や住民が連携・協力して支え合い・助け合いの地域づくりを行う「地域協議会」の設立を進めています。

2 「地域協議会」って何？

概ね小学校区単位で組織され、区をはじめ、民生・児童委員、学校関係者など学区の中で活躍される様々な方、活動に興味のある市民の方などが一堂に会して話し合いを行い、地域課題の解決などに向けて、知恵と力を出し合っていく組織です。

※「地域協議会」組織イメージ



3 地域協議会の設立・活動事例

現在、16小学校区中8小学校区で設立されており（令和元年6月現在）、それぞれの地域に合った事業を実施しています。

地域協議会の主な活動

- ① 地域の課題に関する話し合い（地域づくりミーティング）の開催
- ② 地域づくりの目標等をまとめた計画（地域ビジョン）の策定
- ③ 地域づくり事業の企画・実施

・課題解決事業





様々な地域の課題解決のための事業を企画・実施します。

（例：防災、防犯に関する活動、高齢者の生活支援活動、子育て支援活動 等）

・交流促進事業

地域住民が交流し、つながりを深めるためのイベント等を企画・実施します。

（例：各種スポーツ大会、各種レクリエーション、まつり 等）

番号	小学校区名 設立年月日	これまでに実施した主な事業	活動写真
1	陶小学校区 平成26年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学区防災訓練 ▶ 包括サロン ▶ 住民交流夏まつり ▶ 陶っ子ドッジビー大会 等 	 <p>▲ 包括サロン</p>
2	篠岡小学校区 平成27年4月5日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学区防災訓練 ▶ 避難所運営マニュアルの作成 ▶ しのおか おたすけ隊 ▶ しのおか・さわやかウォーキング ▶ もちつき大会・クリスマス会 等 	 <p>▲ しのおか おたすけ隊</p>
3	小牧原小学校区 平成28年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学区防災訓練 ▶ 防犯パトロール ▶ あいさつ運動 ▶ 新春ジョギング大会 ▶ ゆるキャラ作成 等 	 <p>▲ 防犯パトロール</p>
4	大城小学校区 平成29年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学区防災訓練 ▶ 夕涼み会 ▶ 大城小学校区ミュージックフェスティバル2018 等 	 <p>▲ ミュージックフェスティバル</p>

番号	小学校区名 設立年月日	これまでに実施した主な事業	活動写真
5	本庄小学校区 平成30年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学区防災訓練 ▶ ほっとすぽっと（ブース出展）等 	 <p>▲ ほっとすぽっと</p>
6	味岡小学校区 平成30年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学区防災訓練 ・避難所運営ゲーム ・港防災センター見学会 ・防災リーダー育成支援 等 	 <p>▲ 学区防災訓練</p>
7	光ヶ丘小学校区 平成30年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 設立総会 ▶ 地域づくりミーティング 等 	 <p>▲ 設立総会</p>
8	小木小学校区 平成30年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 設立総会 ▶ 設立記念コンサート 等 	 <p>▲ 設立記念コンサート</p>

4 なぜ「地域協議会に関する条例」をつくるの？

■地域協議会の位置づけを明確にします

本市では、市民が主体のまちづくりを基本理念として、小牧市自治基本条例を定めています。この条例に掲げられた理念を踏まえて、概ね小学校区で組織される地域協議会の要件や活動内容などの位置づけを明確化します。

■地域協議会の設立を推進し、活動の活性化につなげます

地域協議会の設立目的や重要性などを広く周知することで、未設立の小学校区においても、地域協議会の設立を進めるとともに、継続的に地域協議会の活動を支援していく根拠とするために、この条例を制定するものとします。

(仮称) 小牧市地域協議会に関する条例(案)の概要
パブリックコメント資料

令和元年6月

小牧市

条例に定める主な内容

1 趣旨

この条例は、小牧市自治基本条例第14条第1項に規定する地域自治組織のうち、地域協議会に関し必要な事項を定めるものとします。

2 区域等

地域協議会は、概ね小学校区単位で設立された団体で、当該小学校区の市民により構成され、かつ認定を受けたものをいいます。一つの小学校区につき、1団体に限り設立することができるものとします。

3 認定の要件

地域協議会を認定する要件を、以下のとおり定めます。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者及び役員を選出方法や役割、予算決算その他必要な事項が規約に定められていること
- (2) 代表者及び役員を選出や運営が、規約や市の基準に基づき、公正に行われていること
- (3) 区域内の市民※が、活動に自由に参加することができること

※市内で住み、働き、若しくは学ぶ者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体をいいます（小牧市自治基本条例第2条第1項第1号に定義）。

4 地域協議会の名称

地域協議会の名称は、小学校区名を冠するものとします。また、地域における特色、既存団体の名称等を考慮し、通称名を設けることができます。

5 地域協議会の構成員

地域協議会の構成員は、当該地域協議会の区域内の市民とします。

6 地域協議会の活動

地域協議会は、次の活動を行うものとして、以下のとおり定めます。

- (1) 地域の魅力や課題に関する話し合い
- (2) 地域づくりの目標等をまとめた計画の策定
- (3) 地域の課題解決に関する事業の企画・実施
- (4) 区域内の市民の交流促進に関する事業の企画・実施
- (5) その他地域協議会の目的を達成するために必要な事業

また、地域協議会は、区域内の市民に対し、活動への参画の啓発及び活動に関する情報提供に努めるものとし、市や他の地域協議会、団体と相互に連携及び協力することができるものとします。

7 地域協議会がしてはならない活動

地域協議会がしてはならない活動として、以下のとおり定めます。

- (1) 宗教的活動
- (2) 政治的活動
- (3) 特定の個人又は団体が利益を受ける活動
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある活動

8 地域協議会等への市の支援

市は、地域協議会及び地域協議会設立準備委員会（地域協議会を設立するために発足される準備組織）に対して、財政支援・人的支援等を行います。

9 地域協議会の認定取り消し

地域協議会の認定要件に該当しなくなった場合、又は活動してはならない活動を実施したと認められる場合には、認定を取消することができるものとします。

10 委任

条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

11 条例の施行時期

条例の施行は、令和元年10月1日を予定しています。